



LONG AN IP & Business NEWSLETTER

2014 年 NO03 総 57 期

目 次

IP ニュース

- 国家知識産権局は「專利審査指南」の改正を決定した
- WIPO: 2013 年の PCT 国際出願件数において、中国が初めて世界第3位となった
- 2013 年、各級法院が結審した知的財産権一審案件件数は 10 万件となった
- 北京市知識産権局は、「2014 年北京における大学の知的財産権業務推進会」を主催した
- 電子商取引の紛争においては、知的財産権に関する紛争が最も多く、61.54%に達した

ビジネスニュース

- 2014 年 1-2 月一定規模以上工業企業増加値は 8.6%増となった

新法速達

- 会社登録資本登記管理規定
- 対外貿易総合サービス企業の貨物輸出税金還付(免除)政策の関連問題に関する公告
- 中華人民共和國税関輸入貨物直接返送管理弁法
- 労災従業員労働能力鑑定管理弁法

IPニュース

国家知識産権局は「特許審査指南」の改正を決定した

国家知識産権局は、「特許審査指南」を以下の通り改正することを決定した。

1. 第一部分第三章第 4.2 節の改正

第 3 段落の後に、「グラフィカルユーザインターフェースを含む製品の意匠については、製品全体の意匠図を提供しなければならない。グラフィカルユーザインターフェースが動的図案である

場合、出願人は、少なくとも 1 つの状態を表す前記製品全体の意匠図を提供すべきであって、その他の状態については、キーフレームの図面だけを提供すればよいものとする。提供される図面は、動的図案における動画の変化傾向を唯一確定できるものでなければならない。」を追加する。

2. 第一部分第三章第 4.3 節の改正

第 3 段落の(6)の後に、「(7)グラフィカルユーザインターフェースを含む製品の意匠専利出願については、必要に応じて、グラフィカルユーザインターフェースの用途、製品におけるグラフィカルユーザインターフェースの位置、インタラクティブモード及び変化状態などを説明しなければならない。」を追加する。

3. 第一部分第三章第 7.2 節の改正

第 3 段落の最後の「製品の図案は固定しており、目に見えるものでなければならない。あつたり、なかつたり、又は特定の条件に限って見えるものであってはならない。」という規定を削除する。

4. 第一部分第三章第 7.4 節の改正

第 1 段落の(11)を、「(11) ゲームのインターフェース及びヒューマンコンピュータインタラクションと関係なく、又は製品機能の実現と無関係な製品表示装置に表示された図案。例えば、スクリーン壁紙、パワーオン・オフの際の画面、ウェブサイト・ウェブページにおける画像や文字の組版。」に改正する。

5. 第四部分第五章第 6.1 節の改正

第 2 段落の(4)の後に、「(5)グラフィカルユーザインターフェースを含む製品の意匠出願については、係争専利のその他の部分のデザインが慣用設計にあたる場合、そのグラフィカルユーザインターフェースは全体の視覚効果により顕著な影響を与える。」を追加する。

改正後の「特許審査指南」は 2014 年 5 月 1 日より施行する。

全文：<http://www.cnpat.com.cn/show/news/NewsInfo.aspx?Type=H&NewsId=5263>



吊脚楼滝（黒龍江省）

撮影：丁辰

WIPO: 2013 年の PCT 国際出願件数において、中国が初めて世界第3位となった

先日、世界知的所有権機関(WIPO)が2013年の各国のPCT国際出願件数を発表した。データによると、中国は、PCT国際出願件数と世界シェアの面で、ドイツを超え、米国と日本に続く第3位となり、新記録を打ち立てた。

2013年、中国のPCT国際出願件数が初めて2万件を超え、21,516件に達した。また、その世界に占めるシェアは初めて10%を超え、10.5%に達した。

全文:<http://www.cnpat.com.cn/show/news/NewsInfo.aspx?Type=H&NewsId=5252>

2013年、各級法院が結審した知的財産権一審案件件数は10万件となった

3月10日に発表された最高人民法院、最高人民検察院の業務報告書によると、2013年に地方各級人民法院の結審した執行済みの各類案件件数は1294.7万件に達した。その内、結審した民事、商事、知的財産権案件は815.5912万件に達し、63%を占めている。そして、全国検察機関により、商標権、専利権、著作権及び営業秘密などを侵害した犯罪容疑者8802人が起訴された。また、2013年に各級法院の結審した知的財産権一審案件件数は10万件であった。

全文:<http://www.cnpat.com.cn/show/news/NewsInfo.aspx?Type=H&NewsId=5241>

北京市知識産権局は、「2014年北京における大学の知的財産権業務推進会」を主催した

3月19日、北京市知識産権局は、「2014年北京における大学の知的財産権業務推進会」を主催した。清華大学、北京航空航天大学、中国農業大学など、およそ20大学の知的財産権責任者が当該会議に出席した。北京市知識産権局は、「当局は、北京の各大学との知的財産権業務における交流及び協力を一層強化する。」と強調した。



鏡泊湖 (黒龍江省)

撮影: 丁辰

http://www.ipr.gov.cn/gndtarticle/updates/localupdates/201403/1805209_1.html

電子商取引の紛争においては、知的財産権に関する紛争が最も多く、61.54%に達した

オンラインショッピングに関する知的財産権の紛争について、全国人民代表大会代表でBOSIDENGグループの取締役会会長の高徳康氏は、「最も注目された権利侵害行為は、インターネットにおける販売者が権利者の許諾を得ずに、勝手に店舗或は商品の詳細情報に、写真、文字、ビデオなどの説明及び広告用語を使って、消費者に誤認を生じさせたことである。」と語った。電子商取引の紛争においては、知的財産権に関する紛争が最も多く、61.54%に達した。

全文:http://www.ipr.gov.cn/gndtarticle/updates/otherupdates/201403/1803216_1.html

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街21号北京国際倶楽部188室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

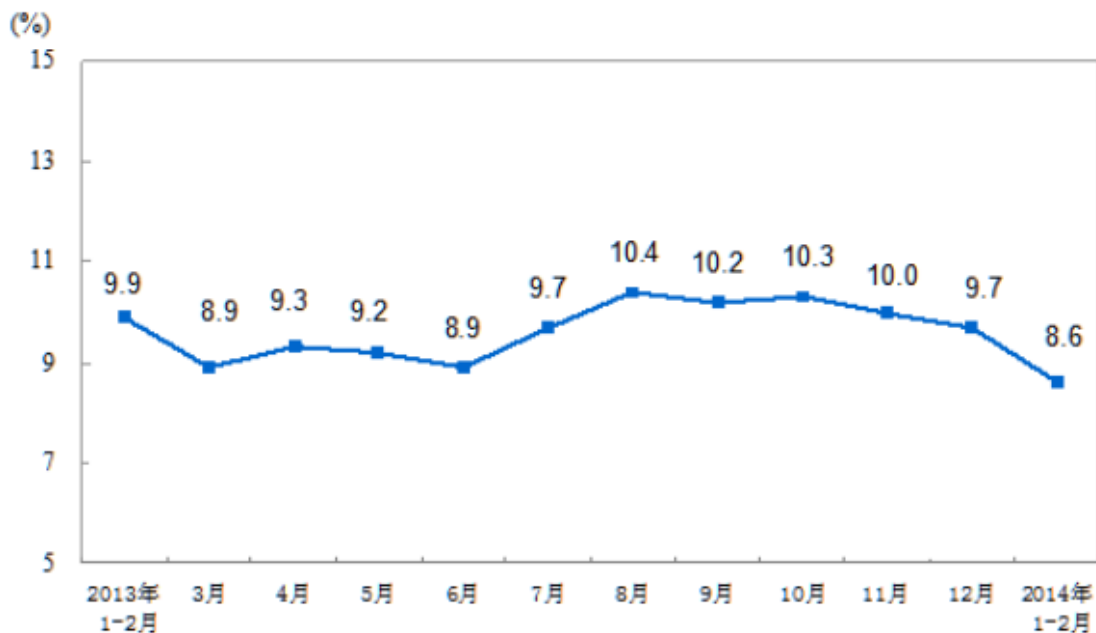
Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923

Email:patent@longanlaw.com

<http://www.longanlaw.com>

ビジネスニュース

2014年1-2月一定規模以上工業企業増加値は8.6%増となった



全文: http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/201403/t20140313_523709.html

新法速達

会社登録資本登記管理規定

国家工商行政管理総局が2月28日、20日に公布の『会社登録資本登記管理規定』を正式発表した。

当該規定の主要内容については下記の通りである。

1. 会社の登録資本は会社定款で規定し、登記機関が会社定款の規定に基づいて登記する。募集方式により設立された株式有限会社の登録資本は出資検証機構の出資検証を経なければならない。会社登録資本に変化が発生した場合、会社定款を改正して会社登記機関に法に従い変更登記を申請しなければならない。法律、行政規定及び国务院の決定により会社登録資本に対して払込制度を実行することを規定する場合、登録資本金は出資者又は発起者の払込出資額又は払込の株式資本総額である。

2. 出資者又は発起者がその保有する中国国内で設立される会社(以下「持分所在会社」)の持分で出資することができる。持分で出資する場合、当該持分は権利所属が明晰、権能が完全、法に従い譲渡できるものでなければならない。債権者がその法に従って享有できる中国国内で設立された会社の債権を会社持分に転化することができる。会社持分の転化に使用できる債権で、2人以上の債権者がいる場合、債権者が債権に対して分割を作り出さなければならない。債権を会社持分に転化する場合、会社の登録資本を増資しなければならない。

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部 188 室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel: 0086-10-88096573 Fax: 0086-10-88096923

Email: patent@longanlaw.com

<http://www.longanlaw.com>

3. 会社が規定により会社定款の届出手続きを行わない場合、会社登記機関が『会社登記管理条例』の関連規定に基づいて処理しなければならない。会社変更登記の撤回により会社登録資本に変動に生じた場合、会社登記機関は会社の当該登記前の登記状態に回復し、公示しなければならない。該当の変動内容が登記事項に属しない場合、会社は企業信用情報公示システムを通じて公示しなければならない。

全文: http://www.saic.gov.cn/zcfg/xzgzjgfwj/xb/201403/t20140301_142531.html

対外貿易総合サービス企業の貨物輸出税金還付(免除)政策の関連問題に関する公告

国家税務総局が近日、2月27日に公布の『対外貿易総合サービス企業の貨物輸出税金還付(免除)政策の関連問題に関する公告』を正式発表した。

当該公告の主要内容については下記の通りである。

1. 対外貿易サービス企業が自営方式により国内生産企業と海外単位又は個人が締結した輸出貨物を輸出する際と同時に下記条件を備える場合、対外貿易総合サービス企業は自営輸出の規定に基づいて税金還付(免除)を申告できる。

1) 輸出貨物が生産企業の自己生産貨物である場合。

2) 生産企業が既に輸出貨物を対外貿易総合サービス企業に販売した場合。

3) 生産企業と海外単位又は個人が輸出契約を締結し、貨物を対外貿易総合サービス企業が海外単位又は個人に輸出し、貨物代金は海外単位又は個人が対外貿易総合サービス企業に支払うことを約定した場合。

4) 対外貿易総合サービス企業が自営方式で輸出した場合。

2. 対外貿易総合サービス企業がリスクコントロールを強化し、生産企業の経営状況と生産能力を厳格に審査し、輸出税金還付(免除)を申告する貨物が国内仕入及び輸出の真実性を確保しなければならない。対外貿易総合サービス企業が偽りの増値税控除証憑(偽りの増値税控除証憑を受け取った場合を含む。但し、善意により取得した場合を除く)を発行することにより、輸出還付税を騙し取る等の違法行為が有る場合、責任主体は規定により処理を受けるものとする。

全文: <http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c670348/content.html>

中華人民共和国税関輸入貨物直接返送管理弁法

税関総署が18日、12日に公布の『中華人民共和国税関輸入貨物直接返送管理弁法』を正式発表した。

当該弁法の主要内容については下記の通りである。

1. 貨物が入国した後、税関通関手続きを完成する前に、輸入貨物の荷受人・荷送人、元運輸工具の責任者又はその代理人(以下「当事者」という)は貨物の全部又は一部を海外に直接返送し、又は税関が国家の関連規定により直接返送を命じる場合、本弁法を適用する。輸入保税貨物は通関地で税関が通関させた後、当事者が返送手続きを行なう場合、本弁法を適用せず、一般返送により手続きを行わなければならない。

隆安法律事務所

〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部 188 室

Room 188, Beijing International Club, 21 Jianguomenwai Street, Beijing 100020, P.R.China

Tel: 0086-10-88096573 Fax: 0086-10-88096923

Email: patent@longanlaw.com

<http://www.longanlaw.com>

2. 直接返送手続きを行う輸入貨物で税関に申告しない場合、当事者が税関に『輸入貨物直接返送表』及び輸入の実際状況を証明する契約、インボイス、包装明細書又は積載明細書等の関連証明書、証明文書を提出し、規定により通関申告書を記入し、直接返送の申告手続きを行わなければならない。

3. 直接返送手続きを行う輸入貨物ですでに税関に申告した場合、当事者が税関に『輸入貨物直接返送表』、元通関申告書又は保税申告書、及び輸入の実際状況を証明する契約、インボイス、包装明細書又は積載明細書等の関連証明書、証明文書を提出し、通関申告書又は保税申告書の削除手続きを先行して行わなければならない。税関が抜取検査、検査を確定し、又は密輸・規則違反の容疑があると認定した貨物に対しては、直接返送手続きを行わず、抜取検査、検査又は案件の処理を完了した後に、税関の関連規定に基づいて処理する。

また、『直接返送命令通知書』を受け取った日より 30 日以内に、税関の要求に基づいて貨物所在地の税関に輸入貨物直接返送の申告手続きを行わなければならない。税関は直接返送貨物の輸出入許可証又はその他の監督管理証明書を審査せず、輸出入環節の税金及び遅延申告料の徴収を免除し、税関の統計に取り入れられないこと。

全文: <http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info700273.htm>

労災従業員労働能力鑑定管理弁法

人力資源・社会保障部と国家衛生・計画生育委員会が 13 日、2 月 20 日に公布の『労災従業員労働能力鑑定管理弁法』を正式発表した。

当該弁法の主要内容については下記の通りである。

1. 従業員が労災発生後に治療し傷害の状態が安定した後に身体障害が残り、労働能力に影響し、又は有給休業期間が満期(労働能力鑑定委員会が確認の延長期限を含む)した場合、労災従業員又はその雇用単位は区のある市級労働能力鑑定委員会に労働能力鑑定申請を即時に提出しなければならない。申請者が提供する資料が完全である場合、労働能力鑑定委員会は鑑定を即時に組織し、労働能力鑑定申請を受け取った日より 60 日以内に労働能力鑑定結論を出さなければならない。

2. 労働能力鑑定委員会は鑑定を行う時間、地点及び携帯すべき材料を事前に労災従業員に通知し、労災従業員は通知された時間、地点に基づいて現場鑑定に参加しなければならない。移動に不便な労災従業員に対しては、労働能力鑑定委員会が専門家を組織して労働能力鑑定の出張サービスを行うことができる。労働能力鑑定を組織する作業者は労災従業員の状況を確認しなければならない。



木 (黒龍江省)

撮影: 丁辰

3. 労働能力鑑定委員会は、傷害の程度等により医療衛生専門家データベースから3~5名の労災従業員の傷害状態に関する科目の専門家をランダムで抜き取り、専門家チームを組成して鑑定を行わなければならない。鑑定により、専門家チームが関連検査と診断を行うべきであると要求した場合、労働能力鑑定委員会は資格を有する医療機関に委託して関連検査と診断の展開作業に協力することができる。

また、労働能力鑑定結論が作り出された日より1年後、労災従業員、雇用単位又は社会保険弁理機構が、労災従業員の傷害状態に変化が生じたと判断した場合、区のある市級労働能力鑑定委員会に労働能力再審査鑑定を申請することができる。再審査鑑定結論に対して不服である場合、規定に基づいて再鑑定を申請することができる。

全文：http://www.mohrss.gov.cn/gkml/xxgk/201403/t20140313_126091.htm